

# 公益社団法人自動車技術会 代議員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第6条及び公益社団法人自動車技術会代議員規則（以下、「代議員規則」という。）第5条の定めに基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 代議員の選出に関しては、定款及び代議員規則に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(選挙日)

第3条 代議員選挙は、定款第6条に基づき、2年に1度、2月に実施する。

(定数)

第4条 代議員の定数は、代議員規則第3条に定めるところにより、理事会で定める。

(選挙管理委員会の設置)

第5条 代議員の選挙を管理するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会の議決によって正会員の中から5名以上を選定し、会長が委嘱する。
- 3 現に理事、監事又は事務局職員である者を選挙管理委員会の委員に選任することはできない。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(選挙管理委員会の権限等)

第6条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙日程（告示日、立候補受付期間、投票期間、開票期間）の決定
  - (2) 選挙の告示
  - (3) 立候補者の確定
  - (4) 開票作業の立会い
  - (5) 開票結果の確認及び会長への報告
  - (6) 当選人の確定と告示
  - (7) その他選挙管理委員会が選挙に必要と判断した事項
- 2 前項第2号の告示する事項については、処理基準に定める。

(選挙権者)

第7条 選挙権を有する者は、告示日までに正会員の資格を取得している者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、告示日の時点で、次のいずれかの号に該当する者は選挙権を有しない。
- (1) 会員資格を停止されている者
  - (2) 休会している者
  - (3) 海外在住の者

(被選挙権者)

第8条 被選挙権を有する者は、告示日までに正会員の資格を取得している者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、告示日の時点で、次のいずれかの号に該当する者は被選挙権を有しない。
- (1) 会員資格を停止されている者
  - (2) 休会している者
  - (3) 海外在住の者

(代議員立候補者)

第9条 被選挙権者は、代議員立候補者（以下「候補者」という。）となることができる。

- 2 候補者になろうとするものは、選挙の告示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日の午後5時までに到着するよう、代議員立候補届出用紙を選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の代議員立候補届出用紙は、処理基準に定める様式の例による。

(選挙の告示)

第10条 告示日は、選挙が行われる前年12月1日以前とし、選挙管理委員会が定める。

2 告示は、本会ホームページ及び「自動車技術」会告欄への掲載により、行わなければならない。

(立候補者受付期間)

第11条 立候補者の受付期間は、15日間以上とし、選挙管理委員会が定める。

(投票)

第12条 投票は、選挙権者1名につき1票とする。

2 投票用紙は、処理基準に定める様式の例による。

3 前項の投票期間は、15日間以上とし、選挙管理委員会が定める。

(開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会の委員立会いのもとで行う。

2 前項の開票期間は、7日間以内とし、選挙管理委員会が定める。

(投票の無効)

第14条 次のいずれかの号に該当する投票は、これを無効とする。

(1) 指定した投票用紙以外で投票したもの

(2) 第12条第3項の投票期間中に到着しなかったもの

(3) 記載された内容が確認できないもの

(4) 候補者以外の者に投票したもの

(当選人の確定)

第15条 得票数の最も多かった者から、順次、第4条に定める定数までの候補者を当選人とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が抽選によって、その順位を確定する。

3 選挙管理委員会は、前2項の結果を速やかに告示するとともに、立候補者に対し、選挙結果の通知をしなければならない。

4 告示事項及び告示方法については、処理基準に定める。

5 告示後、選挙管理委員会委員長は会長へ報告するものとする。

(無投票による当選人の確定)

第16条 候補者の数が、第4条により理事会が定める定数を超えない場合は、投票を行うことなく、候補者を当選人とする。

2 選挙管理委員会は、前項の結果を速やかに告示するとともに、立候補者に対し、無投票による当選人とすることを通知しなければならない。

(処理基準)

第17条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日登記)